

## G-B i o 石巻須江発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

対象事業実施区域周辺は、石巻市内でも人口が増加している地域であり、付近には小学校、保育所及び多数の住居等が存在しているため、本事業の実施による生活環境への重大な影響が懸念される。特に、発電所稼働に伴う生活環境への直接的な影響だけでなく、交通環境負荷の増加及び燃料等の運搬経路周辺の生活環境や動植物への影響も懸念される。

このため、貴社においては、方法書の記載事項はもとより、以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施するとともに、環境影響評価手続の過程で事業計画に変更が生じた場合についても、その経緯及び結果を踏まえ環境影響評価準備書を作成すること。

### 1 全般的事項

#### (1) 対象事業実施区域の選定について

対象事業実施区域を設定した経緯について、複数の候補地を客観的事実に基づき比較した結果を含めて、明確に準備書に記載すること。

#### (2) 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響評価の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

#### (3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺では、事業用車両の増加が予想されるため、本事業との累積的な環境影響が懸念される周辺の事業について、今後、情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の位置、規模、配置、構造及び燃料の運搬経路等を検討すること。

#### (4) 事業計画の見直し

環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、上記のほか、【2 個別的事項】を踏まえ、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減するための具体的な対策を検討すること。また、予測及び評価の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直しを行うこと。

#### (5) 地域の生活環境への配慮

対象事業実施区域周辺の住民、周辺自治体である石巻市、東松島市及びその他関係者に対しては、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）に規定する住民説明会等に限らず、環境影響に関する情報をより積極的に提供し、事業内容に対する十分な理解を得たことを確認した上で事業を進めること。